

熊本学園大学公的研究費の運用に関わる不正等に対する取引停止取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、熊本学園大学（以下、「本学」という。）において「熊本学園大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則」で定める研究者が行った公的研究費（熊本学園大学公的研究費の取扱いに関する規程第2条第2項に規定するものをいう。）の運用に関わって不正を行った業者及び不正運用に加担・協力した業者について、取引停止処分 of 取扱いを定め、もって公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

（業者が行う不正及び不正運用への加担・協力）

第2条 業者が行う不正及び不正運用への加担・協力とは、公的研究費によって備品・物品等を購入する際、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）入札又は見積にあたり、競争入札妨害又は談合を行い、不利益を及ぼした場合
- （2）本学との契約にあたり、必要として求めた調査資料に、虚偽の申告をしたと認められる場合
- （3）研究費を本来の用途外に運用することを目的として、取引内容を偽装もしくは架空の取引をすることに加担・協力を行った場合
- （4）取引内容を偽装もしくは架空の取引をすることにより、預け金等として研究費を管理することに加担・協力を行った場合
- （5）その他、不正又は不正運用への加担・協力を行ったと認められる場合

（取引停止）

第3条 取引停止とは、本学が業者とすでに締結している契約を解除すること、及び期間を限って、あるいは無制限に取引を行わないことをいう。

（取引停止措置）

第4条 学長は、業者が第2条のいずれかに該当する場合には、当該不正業者について取引停止を行うことができるものとする。

2 学長が前項の決定を行う場合、及び取引停止期間を決定する場合には、研究活動適正化委員会に諮るものとする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃については、研究活動適正化委員会の議を経て教授会が審議した後、学長がこれを行う。

附則

- 1 この規程は平成21年12月2日から施行する。
- 2 この規程は平成27年3月4日から施行する。